

立川市駐車場指定管理者の指定の変更について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による。

## 立川市駐車場指定管理者の指定の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者の平成 28 年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの指定の期間における指定について次のとおり変更する。

### 記

#### 1 公の施設の名称及び位置

(1) 立川市緑川第四駐車場

立川市曙町 2 丁目 26 番 13 号

(2) 立川市緑川第五駐車場

立川市曙町 3 丁目 19 番 22 号

(3) 立川市緑川第六駐車場

立川市曙町 3 丁目 17 番 34 号

(4) 立川市緑川第七駐車場

立川市曙町 3 丁目 22 番 17 号

(5) 立川市北口第一駐車場

立川市曙町 2 丁目 36 番 2 号

#### 2 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都道路整備保全公社

東京都新宿区西新宿 2 丁目 7 番 1 号